

兵庫県公報

平成27年10月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 客引き行為等を禁止する地区の指定（地域安全課）	1

告 示

兵庫県告示第815号

客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定により、禁止地区を次のとおり指定する。

平成27年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

次の表に掲げる区域のうち、条例第2条第1項に規定する公共の場所の地上部分とする。

市郡区町名	町字名等
神戸市中央区	加納町3丁目並びに中山手通1丁目及び2丁目のうち市道長田楠日尾線の中心線以南の区域 加納町4丁目 下山手通1丁目及び2丁目 北長狭通1丁目及び2丁目 加納町5丁目のうち県道神戸明石線の中心線以北の区域 三宮町1丁目のうち県道神戸明石線の中心線以北の区域 中山手通3丁目のうち市道長田楠日尾線の中心線以南及び市道東亜筋線の西端以東の区域 下山手通3丁目及び北長狭通3丁目のうち市道東亜筋線の西端以東の区域